

令和 6 年安曇野市議会 9 月定例会 提案説明書

— 目次 —

報告第 19 号	1
報告第 20 号	2
報告第 21 号	3
報告第 22 号	4
報告第 23 号	6
議案第 69 号	7
議案第 70 号	8
議案第 71 号	9
議案第 72 号	10
議案第 73 号	11
議案第 74 号	16
議案第 75 号	17
議案第 76 号	18
議案第 77 号	20
議案第 78 号	21
議案第 79 号	22
議案第 80 号	23
議案第 81 号	24
議案第 82 号	29
議案第 83 号	32
議案第 84 号	34
議案第 85 号	37
議案第 86 号	38
議案第 87 号	39
議案第 88 号	40
議案第 89 号	41
議案第 90 号	42
議案第 91 号	43
議案第 92 号	44
議案第 93 号	46
議案第 94 号	48
議案第 95 号	49
議案第 96 号	50

報告第 19 号

令和 5 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するものです。

健全化判断比率の内、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当となる会計の決算がすべて黒字であったため、算定されません。

実質公債費比率は、8.3%となりました。

将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、昨年度に引き続き算定されません。

参考までに、安曇野市に適用される早期健全化基準は、表の括弧内の数字のとおり、実質赤字比率が 11.94%、連結実質赤字比率が 16.94%、実質公債費比率が 25.0%、将来負担比率が 350.0%です。

説明は、以上です。

報告第 20 号

令和 5 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告するものです。

資金不足比率は算定されませんでした。

説明は、以上です。

報告第 21 号

令和 5 年度決算に基づく安曇野市有明荘特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告するものです。

資金不足比率は算定されませんでした。

説明は、以上です。

報告第 22 号

令和 5 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告するものです。

資金不足比率は、安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計ともに、算定されませんでした。

なお、表中の備考欄の数値は事業規模です。

説明は、以上です。

【資金不足比率】 平成 21 年 4 月より施行

「資金不足比率」は、公営企業の資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

○公営企業は、その費用を自身の料金収入で賄うことが原則であるため、公営企業の赤字や借金が大きくなって、一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、公営企業の経営状況をチェックしています。

○【計算】

「資金不足額」を、事業規模となる「営業収益」で除して、算定します。

「資金不足額」の算定は、「流動負債の額」から「流動資産の額」を控除した額を基本とします。

「事業規模」は、中段の表の「備考」欄に記載しています。

水道事業会計

決算書 P11、12 貸借対照表 水道事業会計

流動負債 907,610,588 円－企業債 568,684,638 円 = 338,925,950 円

流動資産は 2,825,138,091 円 差引 2,486,212,141 円

流動負債より流動資産が大きい。

下水道事業会計

決算書 P43、44 貸借対照表

流動負債 2,910,970,347 円－企業債 2,502,310,868 円 = 408,659,479 円

流動資産は 1,511,687,520 円 差引 1,103,028,041 円

流動負債より流動資産が大きい。

○「備考」欄の資金不足比率の算定に用いた「事業規模」は、次により求めている。

水道事業会計

営業収益（決算書 P7）1,785,680,542 円から、

受託工事収益（令和 5 年度はなし）を控除した額

事業規模＝1,785,680,542 円

下水道事業会計

営業収益（決算書 P39）1,706,291,487 円から、

受託工事収益（決算書 P39 の 1（4））3,002,057 円を控除した額

事業規模＝1,703,289,430 円

報告第 23 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（公用車事故に関すること）

別紙をお願いします。

安曇野市堀金烏川 2666 番地 1 先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり令和 6 年 6 月 27 日付けで専決処分したものです。

1. 和解の相手方

市内在住者です。

2. 事故の概要

令和 6 年 4 月 9 日、安曇野市堀金烏川 2666 番地 1 先交差点において、公用車運転中に前方不注意により停止していた相手車両に衝突した物損事故です。

3. 和解の内容

本件事故の原因は、安曇野市運転手の不注意であるため、安曇野市の過失を 100% とし、安曇野市は上記 1 の相手方に対し、損害賠償金として 75,394 円を支払うものです。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので、ご報告するものです。

説明は、以上です。

議案第 69 号

安曇野市堀金デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

本改正案は、安曇野市社会福祉協議会が所有している堀金老人福祉センターの建物及び土地について、区分所有の解消により市の所有となることに伴い、公の施設として定めるため、所要の改正を行うものです。

主な改正点について説明します。

条例名について、「安曇野市堀金デイサービスセンター条例」を「安曇野市堀金総合福祉センター条例」に改めます。

第 1 条は、堀金老人福祉センターを新たに公の施設として位置づけるものです。

第 5 条から第 10 条については、利用時間及び休館日、利用者の範囲、利用許可、利用許可の取消し、使用料並びに利用料についての規定を新たに整理するものです。

本改正は、令和 6 年 10 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 70 号

安曇野市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

本改正案は、下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例の改正により、排水設備工事責任技術者の専属規制が緩和されたため、改正を行うものです。

改正の内容についてご説明します。

責任技術者を事業所ごとに、専属する者から選任する者に見直すものです。

また、併せて字句等所要の修正を行うものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 71 号

安曇野市公共下水道条例の一部を改正する条例

本改正案は、下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例の改正により、排水設備工事責任技術者の専属規制が緩和されたため、改正を行うものです。

改正の内容についてご説明します。

責任技術者を事業所ごとに、専属する者から選任する者に見直すものです。

また、併せて字句等所要の修正を行うものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 72 号

安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

今回の改正は「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）」の一部が改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）されたことに伴う改正です。

改正の内容は、家庭的保育事業所等における職員の配置基準について、「満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童おおむね 20 人につき 1 人を 15 人につき 1 人」、「満 4 歳以上の児童おおむね 30 人につき 1 人を 25 人につき 1 人」に改めるものです。

本改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 73 号

令和 6 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 3 号）について

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 18 億 4,200 万円を追加し、522 億 200 万円とします。

令和 6 年度後期の予算に過不足が生じることが予測されるもの、事業化の見通しが立ったものなどについて計上しています。

議案書により説明します。

〔説明事項〕

まず、歳入で、議案書の「第 1 表歳入歳出予算補正」の歳入となります。

（事項別明細書は予算説明書の 15 ページからとなります。）

主なものに限り説明します。

11 款 地方交付税は、1 億 5,096 万 8 千円の増額です。

1 項 地方交付税で、交付額の確定により、全額「普通交付税」の増額です。

14 款 使用料及び手数料は、5 万 8 千円の増額です。

1 項 使用料で、「公共施設目的外使用料（文化課）」（5 万円）の増額が主なものです。

15 款 国庫支出金は、3 億 4,179 万円の増額です。

1 項 国庫負担金で、2 億 8,070 万 5 千円の増額です。児童手当制度の改正より給付額が増加したことに伴い「児童手当国庫負担金」（2 億 5,335 万 3 千円）の増額が主なものです。

2 項 国庫補助金で、6,108 万 5 千円の増額です。三郷小学校大規模工事（前年度分）に係るものとして「学校施設環境改善交付金」（5,983 万 4 千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 17 ページからとなります。）

16 款 県支出金は、7,329 万 5 千円の増額です。

1 項 県負担金で、4,984 万 3 千円の増額です。先ほど国庫負担金でご説明しました児童手当に係る「児童手当県費負担金」（3,619 万 3 千円）の増額が主ものです。

2 項 県補助金で、2,335 万 6 千円の増額です。UIJ ターン就業・創業移住支援事業補助金の申請者増に伴う「UIJ ターン就業移住事業」（2,195 万円）の増額が主なものです。

3 項 県委託金で、9 万 6 千円の増額です。「特別児童扶養手当事務委託金」（8 万 7 千円）の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の19ページからとなります。)

18 款 寄附金は、2 億 175 万円の増額です。

- 1 項 寄附金で、上半期の寄附の状況から「ふるさと寄附金」(2 億 50 万円)の増額が主なものです。

19 款 繰入金は、4 億 3,066 万 9 千円の増額です。

- 2 項 基金繰入金で、財源調整による「財政調整基金繰入金」(2 億 3,088 万 4 千円)の増額、一部借換債の発行を取りやめたことにより「減債基金繰入金」(1 億 9,300 万円)の増額が主なものです。

20 款 繰越金は、10 億 2,582 万 4 千円の増額です。

- 1 項 繰越金で、前年度決算に伴う額の確定により「繰越金」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の21ページからとなります。)

21 款 諸収入は、1 億 5,617 万 9 千円の増額です。

- 5 項 雑入で、新型コロナウイルス定期接種ワクチンの助成単価確定に伴い「新型コロナウイルス定期接種ワクチン助成金」(1 億 5,936 万円)の増額が主なものです。

22 款 市債は、△5 億 3,853 万 3 千円の減額です。

- 1 項 市債で、一部借換債の発行を取りやめたことに伴う「借換債(総務債)」(△6 億 4,350 万円)の減額、堀金福祉センターエアコン工事実施に伴う「福祉センター事業(特例債)」(1 億 5,480 万円)の増額、施工方法を検討することとなったため令和7年度まで債務負担行為を設定したことに伴う「かじかの里公園改修事業(特例債)」(△2,030 万円)の減額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出です。

議案書は、「第1表歳入歳出予算補正」の歳出となります。

(事項別明細書は予算説明書の23ページからとなります。)

1 款 議会費は、141 万 2 千円の増額です。

- 1 項 議会費で、職員手当等の増額に伴う「議会費」増額です。

(事項別明細書は予算説明書の25ページからとなります。)

2 款 総務費は、9 億 1,750 万 7 千円の増額です。

- 1 項 総務管理費で、9 億 1,396 万 4 千円の増額です。上半期のふるさと寄附の状況から返礼品等の費用として「寄附採納事務」(2 億 8,640 万円)の増額、繰越金確定に伴う財政調整基金への積立として「基金積立金」(5 億 3,800 万円)の増額、申請者が増加傾向のUIJ ターン就業・創業移住支援事業の補助金として「移住定住推進事業」(3,500 万円)の増額が主なものです。
- 2 項 徴税費で、1,418 万 3 千円の増額です。法人住民税中間納付還付金等により全額「税務総務費」の増額です。

- 3 項 戸籍住民基本台帳費で、△972 万円の減額です。マイナンバーカード出張申請業務等の減額に伴う全額「戸籍住民基本台帳管理費」の減額です。
- 4 項 選挙費で、△12 万 9 千円の減額です。職員諸手当の減額、政治活動用証票の印刷代の増額により、全額「選挙管理委員会事務費」の減額です。
- 5 項 統計調査費で、9 千円の増額です。調査員報酬等の増額により全額「全国家計構造調査費」の増額です。
- 6 項 監査委員費は△80 万円の減額です。職員手当等の減額により、全額「監査委員事務局費」の減額です。

(事項別明細書は予算説明書の 35 ページからとなります。)

3 款 民生費は、5 億 6,895 万 7 千円の増額です。

- 1 項 社会福祉費で、2 億 1,166 万 7 千円の増額です。令和 5 年度障害児入所給付費等国庫負担金精算に伴う返還金として「障がい者支援事業」(1,515 万 7 千円)の増額、堀金福祉センターのエアコン更新工事の実施に伴い「老人福祉施設管理事業」(1 億 7,003 万 1 千円)の増額が主なものです。
- 2 項 児童福祉費で、3 億 6,315 万 6 千円の増額です。令和 6 年度児童手当制度の改正に伴い扶助費として「児童福祉総務費」(3 億 2,626 万円)の増額、豊科認定こども園エアコン更新、照明 LED 化工事等の実施に伴う設計委託料として「公立認定こども園整備費」(426 万 8 千円)の増額、私立保育園への財政支援として国の公定価格引き上げに伴い「保育企画費」(5,186 万 2 千円)の増額が主なものです。
- 3 項 生活保護費で、△586 万 6 千円の減額です。職員手当等の減額に伴い全額「生活保護総務費」の減額です。

(事項別明細書は予算説明書の 43 ページからとなります。)

4 款 衛生費は、2 億 2,663 万 4 千円の増額です。

- 1 項 保健衛生費で、2 億 2,594 万 1 千円の増額です。穂高健康支援センター改修事業にエアコン更新工事、トイレ洋式化工事を追加することに伴い「穂高健康支援センター改修事業」(229 万 2 千円)の増額、新型コロナワクチン接種費用が決定したことに伴い「予防接種事業」(1 億 9,254 万円)の増額、太陽光発電システム、蓄電池システム、V2H システム設置補助の申請者が増加したことに伴い「ゼロカーボン推進事業」(1,537 万 5 千円)の増額が主なものです。
- 2 項 清掃費は、69 万 3 千円の増額です。直営集積所建て替え等に伴い「清掃費」(44 万 2 千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 49 ページからとなります。)

6 款 農林水産業費は、△404 万 8 千円の減額です。

- 1 項 農業費で、△3,798 万 8 千円の減額です。三郷堆肥センター解体事業において、年度内完了を見込んでいた水分調整施設の解体について、国の財産処分の承認手続きが遅れていることから、令和 7 年度まで債務負担行為を設定したことに伴い「三郷堆肥センター運営事業」(△4,186 万 4 千円)の減額が主なものです。
- 2 項 林業費で、3,258 万 6 千円の増額です。路肩崩落が確認された林道長峰線、倒木でガードレール等の破損が確認された一の沢線や烏川線の復旧工事に伴い「林道重点整備・維持管理事業」(1,997 万 5 千円)の増額が主なものです。

3項 耕地費で、135万4千円の増額です。有明土地改良区が実施する農業用水路長寿命化・防災減災事業（有明耳塚地区）が令和6年度採択となったことに伴い「団体営土地改良事業」（468万円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の57ページからとなります。）

7款 商工費は、243万1千円の増額です。

1項 商工費で、職員手当等の増額に伴い「商工総務費」（2,011万8千円）の増額、かじかの里公園改修工事において、既存の地下電気幹線が利用できなくなったことから施工方法を検討するため、令和7年度まで債務負担行為を設定したことに伴い「施設管理整備事業」（△1,956万1千円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の59ページからとなります。）

8款 土木費は、3,062万1千円の増額です。

- 1項 土木管理費で、△1,074万円の減額です。職員手当等の減額に伴い全額「土木総務費」の減額です。
- 2項 道路橋梁費で、5,076万1千円の増額です。市道豊科1級26号線・豊科2級3号線の改良工事において、用地交渉の進捗により事業の前倒しが可能となったことに伴い「市道新設改良事業」（4,426万1千円）の増額が主なものです。
- 3項 河川費で、△940万円の減額です。三郷地区勝手沢の河川改修事業において、改修に用いるコンクリート製品の納品が遅れることにより令和7年度まで債務負担行為を設定することに伴い「河川改修事業」（△1,540万円）の減額が主なものです。
- 4項 都市計画費で、補正増減はありませんが給与等の減額に伴う「都市計画総務費」（△260万円）の減額、木造住宅等耐震診断事業委託の増額に伴う「耐震改修促進事業」（260万円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の65ページからとなります。）

9款 消防費は、1,011万2千円の増額です。

1項 消防費で、耐震性防火水槽設置事業において資材単価が高騰したことに伴い「消防施設維持整備事業」（676万4千円）の増額、防災用品購入補助金、防災ラジオ購入補助金における申請者の増加に伴い「災害対策費」（270万円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の67ページからとなります。）

10款 教育費は、6,837万4千円の増額です。

- 1項 教育総務費で869万4千円の増額です。中部給食センター施設内の給水ポンプ故障に伴い「中部給食センター費」（436万7千円）の増額が主なものです。
- 2項 小学校費で47万7千円の増額です。学校図書に対する指定寄附をいただいたことに伴い「小学校教育振興費」（37万3千円）の増額が主なものです。
- 3項 中学校費で38万1千円の増額です。学校図書に対する指定寄附をいただいたことに伴い「中学校教育振興費」（27万7千円）の増額が主なものです。
- 4項 幼稚園費で、46万7千円の増額です。職員手当等の増額に伴い全額「穂高幼稚園運営費」の増額です。
- 5項 社会教育費で、5,736万5千円の増額です。穂高郷土資料館の玄関ポーチの修繕、豊科郷土博物館のスロープ延長に伴い「郷土博物館費」（113万6千

円)の増額、黒沢洞合公園整備事業における法令に基づく公園接道道路の幅員確保及びトイレ新設に伴い「青少年健全育成費」(4,670万8千円)の増額が主なものです。

6項 保健体育費で、99万円の増額です。旧穂高プール解体後に復旧された農地において、排水機能の不具合が生じたことに伴い全額「社会体育施設管理費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の77ページからとなります。)

12款 公債費は、財源を借換債で予定していた償還について、一部借換債の発行を取りやめたことに伴う財源振替です。

(事項別明細書は予算説明書の79ページからとなります。)

13款 予備費は、2,000万円の増額です。
突発的に発生する災害等に対応するものとしての増額です。

以上が歳出の概要です。

続いて議案書の「第2表 債務負担行為補正」です。

追加は12件で、いずれも契約期間が複数年となることから追加するものです。
変更は1件で、三郷堆肥センター解体事業において、年度内完了を見込んでいた水分調整施設の解体について工期に遅れが生じたことから、当初設定の債務負担行為を変更するものです。

議案書の「第3表 地方債補正」です。

追加1件、変更12件、廃止1件です。

追加及び廃止については、耐震性防火水槽設置事業で充当する地方債メニューを、消防・防災施設整備事業から緊急防災減災事業債に変更したことによるもの、変更については、臨時財政対策債の発行額の決定によるもの、借換債は一部その発行を取りやめたことによるもの、過疎債は県による減額調整によるもの、その他は事業費の増減に伴うものです。

説明は、以上です。

議案第 74 号

令和 6 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,316 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 94 億 3,615 万 5 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は、9 ページからとなります。）

6 款 繰入金 1 項 他会計繰入金は、94 万円の増額です。特別会計を運営するための事務経費で、一般会計からの繰入金の増額を計上するものです。歳出の 1 款総務費の一般管理費に財源充当します。

7 款 繰越金 1 項 繰越金は、5,222 万 3 千円の増額です。令和 5 年度決算に伴い繰越額が確定したものです。

続きまして、歳出についてご説明します。

（事項別明細書は、11 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費は、94 万円の増額です。歳入で説明しました、特別会計を運営するための事務経費で、育児休暇取得職員の代替職員の報酬及び職員手当等です。

5 款 積立金 1 項 積立金は、2,800 万円の増額です。令和 5 年度決算に伴い前年度繰越金 5,622 万 3 千円から、繰越額の 1/2 以上を基金に積み立てるもので、現行予算との差額です。

7 款 諸支出金 1 項 償還金利子及び還付加算金は、111 万 7 千円の増額です。令和 4 年度国民健康保険事業費納付金精算金及び令和 5 年度健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金返還金確定に伴う補助金返還金です。

（事項別明細書は、13 ページからとなります。）

8 款 予備費 1 項 予備費は、2,310 万 6 千円の増額です。歳入歳出の予算調整による増額です。

説明は、以上です。

令和 6 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,386 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 16 億 7,182 万 8 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は、9 ページからとなります。）

4 款 繰越金 1 項 繰越金は、3,356 万 3 千円の増額です。

主なものは、出納整理期間中に収納した保険料です。広域連合への納付は、本年度の歳出予算から納付金として支払うこととなりますので、繰越金に計上するものです。

5 款 諸収入 2 項 償還金及び還付加算金は、30 万円の増額です。広域連合から補填されるため、歳出の 3 款 1 項の 償還金及び還付加算金と同額を計上するものです。

続きまして、歳出についてご説明します。

（事項別明細書は、11 ページからとなります。）

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金は、3,356 万 3 千円の増額です。先ほど歳入で説明しましたが、出納整理期間中に収納した保険料は、今年度広域連合へ納付します。

3 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金は、30 万円の増額です。令和 5 年度の還付未済額及び過去 5 年間の還付実績に基づき、不足額を増額したものです。

説明は、以上です。

議案第 76 号

令和 6 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 144 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103 億 7,508 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

「第 1 表 歳入歳出予算の補正」の歳入から、主なものについて説明します。
（事項別明細書は 11 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金は、補正額 279 万 8 千円の増額です。地域支援事業等の利用者の増加等を見込み、事業に係る国庫補助額の増額を計上するものです。

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は、補正額 291 万 6 千円の増額です。地域支援事業等の利用者の増加等を見込み、事業に係る支払基金交付金の増額を計上するものです。

5 款 県支出金 2 項 県補助金は、補正額 139 万 8 千円の増額です。地域支援事業等の利用者の増加等を見込み、事業に係る県補助金の増額を計上するものです。

8 款 繰入金 補正額は、386 万 1 千円の増額です。

1 項 一般会計繰入金は、補正額 390 万 7 千円の増額です。地域支援事業等の利用者の増加等を見込み、事業に係る一般会計からの繰入金の増額を計上するものです。

2 項 基金繰入金は、4 万 6 千円の減額です。令和 5 年度の補助金等の確定に伴い、基金繰入金を減額するものです。

（13 ページになります。）

9 款 繰越金 1 項 繰越金は、補正額 2 億 9,047 万円の増額です。令和 5 年度決算に伴い繰越額が確定したものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明します。
(事項別明細書は 15 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費は、補正額 88 万 2 千円の増額です。令和 5 年度介護保険事業費補助金の確定に伴う補助金返還額の増額であり、内容は介護報酬改定に伴うシステム改修によるものです。

2 項 賦課徴収費は、歳入の補正に伴う財源変更です。

2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等費は、歳入の補正に伴う財源変更です。

3 款 地域支援事業 補正額は、1,105 万 5 千円の増額です。

2 項 包括的支援事業・任意事業費は 25 万 5 千円の増額、令和 6 年 4 月の職員配置に伴い、会計年度任用職員の報酬及び職員手当を調整するものです。

3 項 介護予防・日常生活支援総合事業は 1,050 万円の増額、通所事業及び介護予防ケアマネジメント事業について、介護報酬改定の影響及び利用者数の増加から増額を見込むものです。

4 項 その他諸費は 30 万円の増額、対象者の増加による高額介護予防サービス費の増額を見込むものです。

6 款 基金積立金 1 項 基金積立金は、7,743 万 5 千円の増額です。前年度介護保険特別会計決算に伴い、基金積立額が決定したものです。

8 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金は、2 億 1,207 万 1 千円の増額です。内訳は、令和 5 年度介護給付費確定による国及び県への返還金として 1 億 9,806 円 6 千円、地域支援事業交付金確定による国及び県への返還金として 1,400 万 5 千円を増額するものです。

「第 2 表 債務負担行為」です。(補正予算書は 5 ページとなります。)

「安曇野市中部地域包括支援センター(仮称)業務委託」及び「安曇野市南部地域包括支援センター業務委託」の 2 業務について、令和 7 年度から 3 年契約となるため債務負担行為を設定するものです。

説明は、以上です。

議案第 77 号

令和 6 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 539 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から説明します。

2 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 15 万円の増額、

3 款 繰越金 1 項 繰越金 5 万 9 千円の増額となります。

続きまして議案書 3 ページ歳出であります。

1 款 産業団地事業費 1 項 産業団地事業費 20 万 9 千円の増額で、
主な内容は、あづみ野産業団地の雨水排水施設機能改善工事に伴う工事請負費の増額となります。

説明は、以上です。

議案第 78 号

令和 6 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の次のページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入です。

令和 5 年度決算により繰越金が確定したことから、3 款 繰越金が 4 千円の増額となり、1 款の一般会計からの繰入金を 4 千円減額するものです。

説明は、以上です。

議案第 79 号

令和 6 年度安曇野市水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 6 年度安曇野市水道事業会計の補正予算 第 2 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度安曇野市上水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支 出）

第 1 款 水道事業費用 補正予定額 373 万円の増額

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 補正予定額 159 万 7 千円の増額

次に、補正予算書によりご説明します。

11、12 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の、支出。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 3 目総係費の、既決予定額を 373 万円増額するものです。

増額の理由は、1 節給料、2 節手当、25 節負担金につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の過不足の調整です。

12 節通信運搬費につきましては、10 月からの郵便料金の値上げに伴うものです。

説明は、以上です。

議案第 80 号

令和 6 年度安曇野市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 6 年度安曇野市下水道事業会計の補正予算 第 2 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度安曇野市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支 出）

第 1 款 下水道事業費用 補正予定額 1,009 万 3 千円の増額

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 補正予定額 867 万 2 千円の増額

次に、補正予算書により御説明します。

11、12 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の、支出。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用 1 目管きょ費の既決予定額を 898 万 5 千円増額するものです。

増額の理由は、職員の人事異動に伴う人件費の過不足の調整です。

続きまして、6 目総係費は既決予定額を 110 万 8 千円増額するものです。

増額の理由は、2 節手当につきましては、職員の人事異動に伴う過不足の調整です。

12 節通信運搬費につきましては、10 月からの郵便料金の値上げに伴うものです。

説明は、以上です。

議案第 81 号

令和 5 年度安曇野市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度安曇野市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明します。

決算書は、5 ページ、6 ページ、事項別明細書は、13 ページ、14 ページからになります。

なお、金額は、1 万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、比較的、増減の大きいものについて説明します。

1 款 市税です。

市税は歳入全体の 25.2%を占めており、収入済額は 127 億 2,689 万円で、前年度より 3 億 5,551 万円の増です。(前年度比 2.9%増)

個人市民税は、給与所得納税者の増加などにより、前年度より 1 億 4,261 万円の増(前年度比 3.0%増)、固定資産税は、非木造家屋の新增築などにより 1 億 8,480 万円の増です。(前年度比 3.3%増)

2 款 地方譲与税は、収入済額 5 億 527 万円で、401 万円の増です。 (前年度対比 0.8%増)

3 款 利子割交付金は、収入済額 382 万円で、91 万円の減です。 (前年度対比 19.4%減)

4 款 配当割交付金は、収入済額 7,007 万円で、1,280 万円の増です。 (前年度対比 22.4%増)

5 款 株式等譲渡所得割交付金は、収入済額 6,981 万円で、2,845 万円の増です。 (前年度対比 68.8%増)

6 款 法人事業税交付金は、収入済額 1 億 9,226 万円で、981 万円の減です。 (前年度対比 4.9%減)

7 款 地方消費税交付金は、収入済額 23 億 9,775 万円で、731 万円の減です。 (前年度対比 0.3%減)

8 款 ゴルフ場利用税交付金は、収入済額 3,758 万円で、13 万円の減です。
(前年度対比 0.4%減)

9 款 環境性能割交付金は、収入済額 4,312 万円で、877 万円の増です。
(前年度対比 25.6%増)

10 款 地方特例交付金は、収入済額 1 億 1,904 万円で、117 万円の増です。
(前年度対比 1.0%増)

11 款 地方交付税は、税収入の増額に伴い基準財政収入額が増えたことなどにより、収入済額 121 億 8,245 万円で、3 億 4,828 万円の減です。(前年度対比 2.8%減)

12 款 交通安全対策特別交付金は、収入済額 1,145 万円で、151 万円の減です。
(前年度対比 11.7%減)

13 款 分担金及び負担金は、児童クラブ負担金の減額などにより、収入済額 4 億 6,437 万円で、2,981 万円の減です。(前年度対比 6.0%減)

14 款 使用料及び手数料は、収入済額 3 億 546 万円で、450 万円の減です。
(前年度対比 1.5%減)

15 款 国庫支出金は、収入済額 62 億 8,404 万円で、2 億 831 万円の減です。
(前年度対比 3.2%減)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 6 億 3,847 万円などが増となった一方、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 2 億 300 万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2 億 3,314 万円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業補助金 3 億 9,896 万円などが減となりました。

16 款 県支出金は、収入済額 28 億 1 千万円で、6,621 万円の減です。
(前年度対比 2.3%減)

17 款 財産収入は、収入済額 6,050 万円で、1,798 万円の減です。
(前年度対比 22.9%減)

18 款 寄附金は、収入済額 6 億 52 万円で、指定寄附金の減により、4,127 万円の減です。
(前年度対比 6.4%減)

19 款 繰入金は、減債基金繰入金の減額などにより、収入済額 16 億 3,259 万円で、2 億 3,376 万円の減です。
(前年度対比 12.5%減)

20 款 繰越金は、収入済額 14 億 9,748 万円で、3 億 264 万円の増です。
(前年度対比 25.3%増)

21 款 諸収入は、市制度資金貸付金元金収入などの減額により、収入済額 30 億 7,872 万円で、2 億 1,268 万円の減です。
(前年度対比 6.5%減)

22 款 市債は、収入済額 53 億 5,151 万円で、27 億 7,671 万円の増です。
(前年度対比 107.8%増)

臨時財政対策債は、前年度より 4 億 7,831 万円増の 9 億 4,931 万円となりました。民生債は、保育所建設事業特例債などの増により、13 億 2,160 万円増の 16 億 4,750 万円となりました。教育債は、繰越明許、学校施設整備事業などの増により、前年度より 3 億 8,210 万円の増となりました。

以上、一般会計収入済額の総額は 504 億 4,479 万円で、前年度より 23 億 754 万円増となり、前年度対比 4.8%の増です。

不納欠損額は 1,305 万円で、前年度より 1,903 万円の減となっております。
収入未済額は 3 億 8,015 万円で、前年度より 793 万円の増となっております。

続きまして、歳出です。

決算書は 9 ページ、10 ページ、事項別明細書は 63、64 ページからになります。

1 款 議会費は、支出済額 2 億 2,344 万円で、前年度対比 3.3%減の 762 万円の減です。

2 款 総務費は、支出済額 65 億 900 万円で、前年度対比 5.2%減の 3 億 5,535 万円の減です。財政 4 基金積立金 3 億 9,904 万円の減などによるものです。

3 款 民生費は、支出済額 169 億 1,095 万円で、前年度対比 16.7%増の 24 億 1,712 万円の増です。

三郷西部認定こども園建設事業 2 億 6,647 万円、三郷東部認定こども園建設事業 5 億 6,300 万円、西穂高認定こども園改修事業 4 億 2,824 万円の増などによるものです。

4 款 衛生費は、支出済額 29 億 3,636 万円で、前年度対比 1.8%減の 5,293 万円の減です。

新型コロナウイルスワクチン接種対策事業 1 億 8,701 万円の減などによるものです。

5 款 労働費は、支出済額 5,918 万円で、前年度対比 0.2%減の 9 万円の減です。

6 款 農林水産業費は、支出済額 15 億 7,721 万円で、前年度対比 8.0%増の 1 億 1,737 万円の増です。

7 款 商工費は、支出済額 32 億 5,680 万円で、前年度対比 19.2%減の 7 億 7,494 万円の減です。

制度資金貸付事業(預託金)2 億円の減などによるものです。

8 款 土木費は、支出済額 52 億 2,591 万円で、前年度対比 9.8%増の 4 億 6,657 万円の増です。

繰越明許、都市再生整備計画事業 3 億 7,367 万円の増などによるものです。

9 款 消防費は、支出済額 14 億 4,398 万円で、前年度対比 1.0%増の 1,483 万円の増です。

10 款 教育費は、支出済額 49 億 5,056 万円で、前年度対比 13.1%増の 5 億 7,283 万円の増です。

主に繰越明許、三郷小学校施設改修事業 5 億 6,908 万円の増などによるものです。

11 款 災害復旧費は、支出済額 4 億 5,559 万円で、前年度対比 0.5%増の 213 万円の増です。

12 款 公債費は、支出済額 57 億 3,817 万円で、前年度対比 4.5%増の 2 億 4,752 万円の増です。

13 款 予備費は、9,977 万円を必要経費に充用し、当該予算科目から支出しました。

以上、一般会計支出済額の総額は 492 億 8,721 万円で、前年度対比 5.7%増の 26 億 4,745 万円の増です。

翌年度繰越額は、繰越明許費が 17 事業で 14 億 7,597 万円、事故繰越が 6 事業で 2 億 3,826 万円の計 17 億 1,423 万円となり、前年度より 3 億 9,655 万円の減です。

次に、252 ページ、実質収支に関する調書について説明します。金額は 1,000 円単位となります。

歳入総額 504 億 4,479 万 4 千円、歳出総額 492 億 8,721 万 6 千円、歳入歳出差引額は 11 億 5,757 万 8 千円で、翌年度へ繰り越すべき財源 8,175 万 4 千円（繰越明許費

繰越額 6,779 万 1 千円、事故繰越し繰越額 1,396 万 3 千円) を差し引いた実質収支額は 10 億 7,582 万 4 千円となり、黒字決算となっております。

説明は、以上です。

議案第 82 号

令和 5 年度安曇野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度安曇野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに、歳入からご説明します。

決算書は、255 ページ、事項別明細書は、259 ページからとなります。

なお、金額は議案第 82 号、第 83 号、いずれも万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、主な内容について申し上げます。

1 款 国民健康保険税は、収入済額 18 億 652 万円、不納欠損額は 953 万円、収入未済額は 1 億 4,924 万円です。

2 款 使用料及び手数料 1 項の手数料は、収入済額 97 万円で督促手数料です。

3 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金は、29 万円で、社会保険・税番号制度システム整備費の補助金です。

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、69 億 94 万円です。医療費等の支払いに対する普通交付金が 68 億 951 万円、特定健康診査等負担金が 2,676 万円、保険者努力支援分が 5,423 万円、特別調整交付金が 720 万円です。

(261 ページです。)

5 款 財産収入は、91 万円で、基金積立金利子です。

6 款 繰入金 1 項の他会計繰入金は、6 億 696 万円です。保険基盤安定事業や、財政安定化支援事業、事務費など市の負担分についての繰り入れです。

2 項の基金繰入金は、1 億 5,000 万円です。

7 款 繰越金は、1,870 万円です。

8 款 諸収入は、1 億 856 万円です。

1 項 延滞金及び過料は、870 万円で、保険税の延滞金です。

4 項 受託事業収入は 1,880 万円、後期高齢者健診に対する広域連合からの受託料です。

6 項 雑入は、7,961 万円です。交通事故などに伴う、第三者行為納付金や被保険者からの返納金、療養給付費の前年度精算に伴う返還金などです。

以上、収入済額の総額は、95 億 9,390 万円です。前年度より 1 億 1,478 万円増、前年度対比では 1.2%増となりました。

続きまして、決算書は、257 ページの歳出です。事項別明細書は、265 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 3,536 万円です。

1 項 総務管理費は、2,648 万円で、事務的経費としての一般管理費と、県の国保連合会への負担金です。

(267 ページです。)

2 款 保険給付費は、支出済額 68 億 5,174 万円です。

1 項 療養諸費は、59 億 2,353 万円で、医療費の保険者負担分として、療養給付費や柔道整復などの療養費、そして審査支払手数料です。

2 項 高額療養費は、8 億 8,599 万円です。

(269 ページです。)

4 項 出産育児諸費は、1,874 万円で、出産育児一時金 39 件分です。

(271 ページです。)

6 項 精神諸費は、2,004 万円で、障害者総合支援法による精神通院医療の受給者の自己負担分の補助です。

3 款 国民健康保険事業費納付金は、支出済額 23 億 9,908 万円です。

県の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、納付するものです。

(273 ページです。)

4 款 保健事業費は、支出済額 1 億 6,671 万円です。

1 項 保健事業費が 1,079 万円で、会計年度任用職員報酬等の他、医療費通知経費、健康ポイント券配布経費などです。

2 項 特定健康診査等事業費は、1 億 5,592 万円で、特定健康診査の委託料と人間ドックの補助が主なものです。

(275 ページです。)

5 款 積立金は、支出済額 1,091 万円、国民健康保険支払準備基金への積み立てです。

6 款 公債費の、支出額はありません。

7款 諸支出金は、支出済額 7,384 万円です。

主なものは、保険税の還付金及び加算金、療養給付費等負担金返還金です。

(277 ページです。)

8款 予備費は、477 万円を必要経費に充用し、当該予算科目から支出しました。

以上、支出済額の総額は、95 億 3,768 万円で、前年度より 7,727 万円増、前年度対比では 0.8%増となりました。

続きまして、280 ページの「実質収支に関する調書」です。金額は千円単位となります。

歳入総額 95 億 9,390 万 3 千円、歳出総額 95 億 3,768 万円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、5,622 万 3 千円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

議案第 83 号

令和 5 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに、歳入からご説明します。

決算書は 283 ページ、事項別明細書は、287 ページからです。

1 款 後期高齢者医療保険料は、収入済額 10 億 9,806 万円、不納欠損額は 81 万円、収入未済額が、430 万円です。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は、収入済額 14 万円で督促手数料です。

3 款 繰入金は、3 億 2,116 万円、一般会計からの繰入です。

主なものは、保険基盤安定繰入金、2 億 7,586 万円です。

4 款 繰越金は、3,418 万円です。

5 款 諸収入は、90 万円、延滞金及び保険料還付金です。

以上、収入済額の総額は、14 億 5,445 万円です。前年度より 6,998 万円増、前年度対比では 5.0%増となりました。

続きまして、決算書 285 ページの歳出となります。事項別明細書は、289 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 553 万円、一般管理費や保険料の徴収に係る事務的経費です。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額 14 億 1,442 万円、保険料、事務費及び基盤安定に係る負担金です。

3 款 諸支出金は、支出済額 82 万円、保険料の還付金です。

4 款 予備費の支出額はありません。

以上、支出済額の総額は、14 億 2,078 万円です。前年度より 7,050 万円増、前年度対比では 5.2%増となりました。

続きまして、294 ページの「実質収支に関する調書」です。金額は千円単位となります。

歳入総額 14 億 5,445 万 3 千円、歳出総額 14 億 2,078 万 9 千円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、3,366 万 3 千円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

議案第 84 号

令和 5 年度安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明します。

決算書は 297 ページ、事項別明細書は、301 ページからとなります。

なお、金額は、万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、主な内容について申し上げます。

1 款 保険料は、収入済額 21 億 4,870 万円、不納欠損額は 61 万円、収入未済額は 810 万円です。

2 款 使用料及び手数料は、収入済額 25 万円です。

3 款 国庫支出金は、23 億 6,412 万円です。主なものは介護給付に対する国庫負担金が 17 億 4,085 万円、高齢化率等を考慮して交付される調整交付金等の国庫補助金が 6 億 2,327 万円です。

(303 ページです)

4 款 支払基金交付金は、25 億 6,642 万円、第 2 号被保険者の保険料です。

5 款 県支出金は、14 億 2,349 万円です。主なものは介護給付費に対する県負担金が 13 億 5,584 万円、地域支援事業に対する県補助金が 6,764 万円です。

6 款 サービス収入は、2,182 万円、介護予防サービス計画費収入です。

7 款 財産収入は、168 万円、支払い準備基金積立金の利子です。

8 款 繰入金は、13 億 6,979 万円、一般会計からの繰入金です。

(305 ページです)

9 款 繰越金は、2 億 2,447 万円、前年度からの繰越金です。

10 款 諸収入は、73 万円、第 3 者行為に伴う納付金及び第 1 号被保険者の延滞金です。

以上、収入済額の総額は 101 億 2,151 万円で、前年度より 4 億 2,058 万円増、前年度対比では 4.3%増となりました。

続きまして、決算書の 299 ページ、歳出です。事項別明細書は 307 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 9,908 万円です。

1 項 総務管理費は 1,214 万円、介護保険事務に係る通信運搬費や委託料等です。

3 項 介護認定審査会費は 8,232 万円、認定調査員の報酬及び松本広域連合認定審査会への負担金等です。

(309 ページです。)

2 款 保険給付費は、支出済額 90 億 1,240 万円です。

1 項 介護サービス等諸費は 86 億 2,506 万円、内容は介護給付費負担金です。

そのほか、

3 項 高額介護サービス等費は 1 億 8,428 万円、

4 項 特定入所者介護サービス等費は 1 億 6,764 万円、これは施設入所者の低所得者対策として、食費等の負担限度額を超えた分について給付したものです。

5 項 高額医療合算介護サービス等費は 2,668 万円です。

3 款 地域支援事業は、支出済額 4 億 6,474 万円です。

1 項 介護予防事業は、1,799 万円、内容は一般介護予防事業における委託料等です。

(311 ページです。)

2 項 包括的支援事業・任意事業費は、1 億 897 万円、内容は地域包括支援センターで行われる地域包括ケア推進事業や低所得者を対象とした家族介護用品購入の購入助成事業等です。

(313 ページです。)

3 項 介護予防・日常生活支援総合事業は、3 億 3,577 万円、総合事業に関する介護予防生活支援サービス事業の負担金等です。

(315 ページです。)

4 款 介護サービス事業費は、支出済額 2,053 万円、要支援者のケアプラン作成委託料です。

5 款 保健福祉事業費は、支出済額 30 万円、内容は生活支援や介護予防の取り組みを始めた団体に対し、支え合い整備事業補助金を助成したものです。

(317 ページです。)

6 款 基金積立金は、支出済額 1 億 3,803 万円です。

7 款 公債費の支出額はありません。

8 款 諸支出金は、支出済額 9,593 万円、内容は介護保険料の還付金のほか、過年度分の国庫負担金等を返還したものなどです。

以上、支出済額の総額は 98 億 3,104 万円で、前年度より 1 億 3,011 万円増、前年度対比では 1.3%増となりました。

続きまして 320 ページの「実質収支に関する調書」です。

金額は千円単位となります。

歳入総額 101 億 2,151 万 4 千円、歳出総額 98 億 3,104 万 2 千円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 2 億 9,047 万 2 千円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

令和 5 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

山林財産区特別会計 5 件について、説明をさせていただきます。

決算書 323～324 ページをお願いします。

歳入 1 款 財産収入の収入済額は 132 万 4,535 円で、土地貸付収入及び基金利子となります。

2 款 繰越金の収入済額は 135 万 4,611 円です。

歳入合計は、267 万 9,146 円となります。

続きまして、歳出です。

325～326 ページとなります。

1 款 総務費は、支出済額 160 万 1,016 円で管理会の委員報酬、基金積立金等であります。

2 款及び 3 款の支出は無く、

歳出合計は、同額の 160 万 1,016 円であります。

続いて、327～331 ページ。

歳入歳出差引額は、107 万 8,130 円となりました。

なお、繰越等はありません。

説明は、以上です。

令和 5 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

決算書 335～336 ページをお願いします。

歳入 1 款 財産収入は 15 万 9,843 円で、土地貸付収入、ほかとなります。

2 款 繰越金は 68 万 8,185 円です。

歳入合計は、84 万 8,028 円であります。

続きまして、歳出 337～338 ページとなります。

1 款 総務費は、支出済額 27 万 20 円で、基金積立金等であり、

歳出合計は、同額の 27 万 20 円であります。

続いて、339～343 ページ。

歳入歳出差引額は 57 万 8,008 円となります。

繰越等はありません。

説明は、以上です。

議案第 87 号

令和 5 年度安曇野市有明山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

決算書 347～348 ページをお願いします。

歳入 1 款 分担金の収入済額は 22 万 8,900 円で、管理費分担金です。

2 款 1 項 財産運用収入は 5 万 8,186 円で、基金利子等です。

2 款 2 項 財産売払収入は 2 万 3,547 円で、立木売り払い収入です。

3 款 繰越金は 54 万 3,551 円です。

歳入合計は、85 万 4,184 円であります。

続きまして、歳出 349～350 ページとなります。

1 款 総務費は支出済額 48 万 378 円で、委員報酬、基金積立金等であります。

歳出合計は、同額の 48 万 378 円であります。

続いて、351～355 ページです。

歳入歳出差引額は 37 万 3,806 円となりました。

繰越等はありません。

説明は、以上です。

議案第 88 号

令和 5 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

決算書 359～360 ページをお願いします。

歳入 1 款 分担金の収入済額は 31 万 2,400 円で、管理費分担金です。

2 款 財産収入は 6,428 円で、基金利子です。

3 款 繰越金は 55 万 9,828 円です。

歳入合計は 87 万 8,656 円であります。

続きまして、歳出 361～362 ページとなります。

1 款 総務費は、支出済額が 51 万 2,877 円で、管理会保険料、基金積立金等であります。

歳出合計は、同額の 51 万 2,877 円であります。

続いて、363～367 ページです。

歳入歳出差引額は 36 万 5,779 円となりました。

繰越等はありません。

説明は、以上です。

令和 5 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

決算書 371～372 ページをお願いします。

歳入 1 款 分担金の収入済額は 28 万 7,600 円で、管理費分担金です。

2 款 財産収入は 5,195 円で基金利子となります。

3 款 繰越金は 60 万 9,229 円です。

歳入合計は、90 万 2,024 円であります。

続きまして、歳出 373～374 ページとなります。

1 款 総務費は、支出済額 41 万 8,909 円で、保険料、基金積立金等であります。

歳出合計は、同額の 41 万 8,909 円であります。

続いて、375～379 ページです。

歳入歳出差引額は 48 万 3,115 円となりました。

繰越等はありません。

説明は、以上です。

議案第 90 号

令和 5 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度安曇野市産業団地 造成事業特別会計 歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

別冊の決算書により説明させていただきます。事項別明細書 387、388 ページをご覧ください。

歳入です。

2 款 繰入金は、274 万 1,000 円。一般会計からの繰入金です。

3 款 繰越金は、7 万 3,134 円。前年度の繰越金です。

歳入合計は、収入済額 281 万 4,134 円です。

次に 389、390 ページをご覧ください。歳出になります。

主な内容は、12 節 委託料 61 万 8,915 円、14 節 工事請負費 205 万 7,000 円が主な歳出となります。

歳出合計は、支出済額 275 万 3,825 円です。

392 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額 281 万 4,000 円、歳出総額 275 万 3,000 円で、歳入歳出差引額 6 万円で、実質収支額は 6 万円の黒字決算でございます。

説明は、以上です。

議案第 91 号

令和 5 年度安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

別冊の決算書により説明させていただきます。事項別明細書 399、400 ページをご覧ください。

歳入です。

1 款 繰入金、754 万 6 千円。一般会計からの繰入金です。

2 款 諸収入、362 万円。指定管理者から市への納付金です。

3 款 繰越金、6,391 円。前年度繰越金です。

歳入合計は、収入済額 1,117 万 2,391 円です。

次に歳出になります。事項別明細書 401、402 ページをご覧ください。

1 款施設事業費で、主な内容につきましては、10 節需用費 施設修繕費 143 万 3,905 円で、屋根や軒天の老朽化に伴う修繕等です。

13 節借地料 149 万 7,200 円は有明荘敷地の借地料として中部森林管理局への支払いです。

14 節工事請負費 404 万 1,620 円は、ベランダの防水工事、照明器具 L E D 化工事、飲料水用貯水槽天板補強工事です。

17 節備品購入費 自動車 296 万 8,180 円は、有明荘事業で使用していた車両が使用不能となったため、新規車両を購入したものです。

歳出合計は、支出済額 1,116 万 6,474 円です。

404 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 1,117 万 2,000 円、歳出総額 1,116 万 6,000 円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも 5,000 円の黒字決算となっております。

説明は、以上です。

令和 5 年度安曇野市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度安曇野市水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度安曇野市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

別冊の水道事業決算書によりご説明します。

説明にあたり、万円未満を切捨てとさせていただきますので、ご承知願います。

水道事業決算書の 5 ページ、6 ページをお願いします。ここでの金額は消費税を含んだ額となります。

1 収益的収入及び支出で、

(1) 収入の、第 1 款 水道事業収益の決算額は 22 億 8,993 万円で、前年度 (23 億 286 万円) より 1,293 万円の減です。

この主な理由は、水道料金収入の減少によるものです。

(2) 支出の、第 1 款 水道事業費用は、18 億 1,799 万円で、前年度 (19 億 1,824 万円) より 1 億 25 万円の減です。

この主な理由は、国の電気価格激変緩和事業により動力費が減少したことによるものです。

続きまして、2 の資本的収入及び支出です。

(1) 収入の、第 1 款 資本的収入は 1 億 5,966 万円で、前年度 (1 億 8,456 万円) より 2,490 万円の減です。

この主な理由は、移転工事の負担金等の減少によるものです。

次に、(2) 支出の第 1 款 資本的支出は 14 億 1,305 万円で、前年度 (14 億 8,358 万円) より 7,053 万円の減です。

この主な理由は、配水管布設替工事の繰越等によるものです。

7 ページをお願いします。ここからは経営状況を明らかにするための財務諸表で、決算額は消費税を除いた額となります。

損益計算書については、

1 営業収益は 17 億 8,568 万円、2 営業費用は 16 億 7,773 万円となり、営業収益から営業費用を引いた、営業利益（(5) の下）は 1 億 794 万円となりました。

3 営業外収益は、3 億 2,888 万円、続きまして、8 ページの

4 営業外費用は、8,353 万円となった結果、営業収益と営業外収益を足した収益から、営業費用と営業外費用を足した費用を差し引いた、経常利益（(3) の下）は、前年度（3 億 1,981 万円）に比べ 3,349 万円増加し、3 億 5,330 万円となりました。

当年度純利益は、

3 億 5,330 万円の黒字決算となり、この純利益に前年度から繰越された利益剰余金 90 万円と、その他未処分利益剰余金変動額の 3 億 3,000 万円を加え、当年度未処分利益剰余金は、6 億 8,420 万円となりました。

次に、9 ページ、10 ページをお願いします。

先ほどの令和 5 年度末の未処分利益剰余金 6 億 8,420 万円については、9 ページ、下段にあります、令和 5 年度安曇野市水道事業 剰余金処分計算書（案）により処分したく、議会の議決をお願いするものです。

処分とは、この剰余金の活用方法で、内訳は水道ビジョンによる、今後の建設改良工事の財源とするため、3 億 5,420 万円を建設改良積立金に積み立てます。

また、令和 5 年度補てん財源とした積立金を資本金へ戻すため、3 億 3,000 万円を資本金へ組入れ、処分後の残高 8,664 円を翌年度に繰り越しするという内容です。

11 ページ、12 ページをお願いします。

貸借対照表です、(11 ページの一番下) 資産合計は、255 億 7,217 万円、(12 ページの中央) 負債合計は、98 億 4,696 万円、(12 ページ下から 2 行目の) 資本合計は、157 億 2,520 万円、(その下の) 負債と資本の合計は、255 億 7,217 万円となり、11 ページの資産合計と同額となります。

負債は企業債償還などにより前年度比 5 億 1,328 万円減少し、また前年度決算で取り崩した建設改良積立金を資本金に組み入れたため、前年度に比べ資本金は、3 億 5 千万円増加しました。

15 ページ以降は、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示しするための資料です。

説明は、以上です。

令和 5 年度安曇野市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度安曇野市下水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度安曇野市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

安曇野市下水道事業決算書の 37 ページ、38 ページをお願いします。

1 収益的収入及び支出で、

(1) 収入の、第 1 款 下水道事業収益の決算額は、42 億 3,974 万円で、前年度 (42 億 5,364 億円) より 1,390 万円の減です。

この主な理由は、流域下水道維持管理負担金返還金の減少です。

(2) 支出の、第 1 款 下水道事業費用は、36 億 4,149 万円で、前年度 (36 億 3,257 万円) より 892 万円の増です。

この主な理由は、流域下水道維持管理負担金の増加です。

続きまして、2 の資本的収入及び支出です。

(1) 収入の、第 1 款 資本的収入は 12 億 7,040 万円で、前年度 (8 億 5,312 万円) より 4 億 1,728 万円の増です。

この主な理由は、企業債の借入れ増加によるものです。

次に、(2) 支出の第 1 款 資本的支出は、27 億 9,499 万円で、前年度 (25 億 7,880 万円) より 2 億 1,619 万円の増です。

この主な理由は、建設改良費の増加によるものです。

次に、39 ページをお願いします。損益計算書です。

1 営業収益は 17 億 629 万円、2 営業費用は 30 億 7,691 万円となり、営業損失は 13 億 7,062 万円となりました。

3 営業外収益は、23 億 6,365 万円、続きまして、40 ページの

4 営業外費用は、3 億 9,887 万円となった結果、経常利益は、前年度 (6 億 2,985 万円) より 3,569 万円減の 5 億 9,416 万円となりました。

当年度純利益は、5 億 9,416 万円の黒字決算となり、この純利益に前年度から繰越された利益剰余金 8 万円と、その他未処分利益剰余金変動額の 6 億 3,000 万円を加え、当年度未処分利益 剰余金は、12 億 2,424 万円となりました。

次に、41 ページ、42 ページをお願いします。

先ほどの当年度未処分利益 剰余金の内、12 億 2,420 万円については、41 ページ、下段にあります、令和 5 年度安曇野市下水道事業 剰余金処分計算書（案）により処分したく、議会の議決をお願いするものです。

表の 2 行目からの処分数の内訳は、今後の企業債償還に充てるため減債積立金へ 5 億 9,420 万円を積み立て、令和 5 年度補てん財源とした積立金を資本金へ戻すため、6 億 3,000 万円を資本金へ組入れを行い、処分後の残高 4 万円を翌年度に繰り越すという内容です。

43 ページからが貸借対照表です。（43 ページ下の）資産合計は、561 億 686 万円、（44 ページ中央の）負債合計は、453 億 4,120 万円、（44 ページ下から 2 行目の）資本合計は、107 億 6,566 万円、負債と資本の合計は、561 億 686 万円となります。

負債は企業債償還などにより前年度比 18 億 5,361 万円減少し、また前年度決算で取り崩した減債積立金の組み入れ及び一般会計からの出資金の繰り入れにより、前年度に比べ資本金は、6 億 5,920 万円増加しました。

47 ページ以降については、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示した、決算資料です。

議案の説明は、以上です。

両事業会計ともに黒字決算となりました。

引き続き、業務の効率化を図り経営基盤の強化に努め、水道ビジョン及び下水道経営戦略に基づく事業の推進に取り組んでまいります。

説明は、以上です。

議案第 94 号

令和 6 年度（債務負担行為）豊科中央児童館建設事業新築工事請負契約について

令和 6 年 7 月 30 日一般競争入札に付した令和 6 年度（債務負担行為）豊科中央児童館建設事業新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度（債務負担行為）豊科中央児童館建設事業 新築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 3 2 9, 4 1 7, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科 4932 番地 39
株式会社 佐原建設
代表取締役 佐原 ^{よしひこ} 良彦 |

説明は、以上です。

議案第 95 号

松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更について

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から松本広域連合の消防費負担金算定基準の見直し及び松本連合規約の変更をしたいので議会の議決を求めるものです。

1 見直しの理由

松本広域連合の市村消防費負担金につきましては、現在の体制となった平成 22 年度と比較して、5 村の人口構成比及び出動件数比の割合が低下しているにも関わらず、負担金額は上昇していました。

2 見直しの経過

令和 5 年 1 月に正副広域連合長会議で 5 村から負担金見直しについて要望が出され、同年 4 月に検討を開始し、令和 6 年 6 月に正副広域連合会長会議で変更案が決定しました。

3 変更内容

消防負担金のうち、共通経費負担金に係る算定基準を変更。

新しい市村消防費負担金の算定割合は、消防費の合理的かつ客観的指標である「消防費基準財政需要額」を主たる算定基準とし、市特別負担金に代わる持続可能な算定基準として、人口や出動件数の変動が負担割合に反映される「人口割」を一部導入します。

新方式によると安曇野市の市村負担割合は、令和 6 年度当初と比較して 0.33 ポイント減少の 23.67%となります。

説明は、以上です。

議案第 96 号

長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

国の制度改正に伴い安曇野市が加入している長野県後期高齢者医療広域連合が処理する事務を規定した規約の一部を変更するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更の概要についてご説明します。

昨年 12 月に、いわゆるマイナンバー法等改正法の施行日が閣議決定され、令和 6 年 12 月 2 日に現行の被保険者証の発行が終了されることになりました。

現行の規約では、被保険者証の発行等を含め、広域連合及び関係市町村が行う事務を第 4 条及び別表第 1 で列挙しておりますので、国の制度改正に合わせて、これを高齢者の医療の確保に関する法律および同法施行令に基づき行うものとされた事務を処理するものと変更するものでございます。

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行します。

説明は、以上です。